

令和6年度

第3回

多良木町農業委員会総会議事録

令和6年6月10日

多良木町農業委員会

令和6年度 第3回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年6月 10日(月) 午前9時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田中 英一	2番	田嶋 英功	3番	本田 茂	4番	川邊 優二
5番	北崎 義郎	6番	川越 恭子	7番	源島 伸次	8番	井上 成二
9番	福屋 豊	10番	中村 一浩	11番	武藤 和弘	12番	西野 幹秀
13番	尾方 隆博			15番	岩野 満	16番	塩塚 一博
17番	松岡 忠治	18番	猪口 秀利	19番	舟守 隆	20番	星原 幸広

4 欠席委員

14番	中神 久一郎						
-----	--------	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	大森 博範	主幹	赤川 和幸	主事	一川 貴文		
----	-------	----	-------	----	-------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第5 報告第4号 許可不要転用届の報告について

日程第6 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の議員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。皆様ご起立をお願いします。おはようございます。ご着席ください。議事に入るまで、本総会を事務局のほうで務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は14番。中神委員の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席しておられますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和6年度第3回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さんおはようございます。本日はですね、皆さん方には大変お仕事にお忙しいところ、本総会にご出席を頂きましてありがとうございます。

まずはですね、5月30日のサツマイモのツル植えは大変お世話になりました。私と事務局長はですね、ちょうど会長、事務局長の全国大会に出席しておりましたので欠席いたしまして、大変申し訳ありませんでした。今朝、私も通りがけに見てまいりましたが、さつまいもですね、すごいですね、もうクタッしていたのが、もう立ち上がってですね、ほぼほぼ植えついているような感じです。またひまわりもですね、もう、このくらいあつとですかね。大分成長して大変優秀な成長ぶりだと思っております。聞くところによると2列ほど苗が足らなかったということで、さっき尾方さんからも言われましたが、ツルが伸びて返すときぐらいまでに、それを切って挿せば、よかっていう話ですので、またそのときにはですね、残りの列のほうにはツル挿しをしたいと思っております。

それから先ほど申しました全国農業委員会会長、それから事務局長大会ですね、東京、それから山梨方面に行つてまいりました。東京で全国の大会があつてですね、農政、政策等に係る意見書の提出があつております。またその日の夜はですね、地元の選出の国会議員の先生方と意見交換会をいたしまして、熊本県はですね、大臣が2人も、おられるということですね。非常にこれすごいことだと思っております。また金子先生もですね、自民党の、要職に就いておられるということで、部屋を一つもらっているんですよと言われてまして、非常に先生方、すばらしい活躍をですねされておられます。一番キツそうだったのは松村先生ですかね、危機管理

の防災担当大臣と国家公安委員長のほうともされていらっしゃるため、首相官邸から 30 分より遠いところには行かれないと。言っておられました、非常に酒もアルコールもですね、飲まね、もう、すぐ官邸に、帰れるような体制でいつもおらんといかんということで、非常にちょっと、痩せておられてですね。何か大変だなと思っておりましたが、これもですね、大事な仕事でございますので、頑張ってもらいたいということで伝えてまいりました。

それから農業関係のですね、いろいろな要望等はしてまいりました。2 日目もですね、山梨のほうに行って、地元の農業委員会さんあたりはもう熊本県関係全員で動くんですけども、研修等を受けまして、非常にやはり地域計画等ですね、進んだ取組をされておられるということになってまいりました。

帰ってからですね、その前からですけど 5 月の 27 日からです。こちらのほうでも地域計画の策定に係る話。要はですね、地元座談会をですね、開催をしております。多良木 1-1 から始まってですね、今、5 会場ですかね、終わったところです。それぞれ参加をさせていただきましたが、やはり農繁期のですね、また上その他の農作業が忙しいということで、なかなかですね、担い手の方々も、多くの参加というのが難しい状況ではございますが、やはり地域の皆さんとですね、地図を広げて、これからの農地の守り方とかですね、そういうふうなことについて具体的に話合いができてきているというのは、非常にいいことだと思っております。それぞれ地区担当の方にはですね、受け付けをしてもらったり、挨拶をしてもらったりですね、それから話合いに参加してもらったりと、農業委員さん、推進員さんも非常に頑張ってもらっております。今回の座談会がですね、この地域計画のスタートでございますので、皆さんもですね、そういった取組を理解していただいて、これから、あるところもですね、それぞれの地区で頑張ってもらいたいと思います。

本日はですね、議事日程が 1 から 6、その他までございますので、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第 4 条の規定により、会長は総会の議長となり、議事を整理しておりますので、この後の議事進行につきましては、会長にお

願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 はい。それでは、座って進めさせていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、4 番の川辺委員、7 番の源嶋委員を指名いたします。よろしく申し上げます。続きまして日程第 2、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい。

○議長 事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、日程第 2、議案第 7 号、農地法第 3 条による許可申請についてを説明をさせていただきます。着座で説明をさせていただきます。配付しております議事日程表の 1 ページをお願いいたします。日程第 2、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものでございます。今回は 1 件申請が出ているところでございます。(1 件の申請について説明) 以上で説明を終わります。

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○6 番 6 番

○議長 6 番。

○6 番 現地調査の報告をいたします。今回、1 件の申請でしたが、先日、10 日の日に、私と、17 番松岡委員、18 番、猪口委員で調査いたしました。先ほど説明されたか所になりますけれども、〇〇番が農振農用地区域内においてそのほかは、農振農用地区域外農地となっております。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第 3、

議案第 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○主幹 はい、事務局。

○議長 はい事務局。

○主幹 はい。それでは、5 ページをお開きください。日程第 3、議案第 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。令和 6 年第 6 回農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条第 1 項の規定による、別紙計画書について、令和 6 年 6 月 1 日付で多良木町長より可否について意見決定を求められております。それでは、別冊の農用地利用集積計画書のほうをご覧ください。こちらの 1 ページ目の総括表にてご説明をいたします。（総括表を説明）以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 50 号、附則第 5 条第 1 項に定める農用地利用集積計画の農地の効率的利用、従事日数など各要件を満たしてると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○委員 はい。

○議長 異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続いて、日程第 4 号、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○議長 はい、事務局。

○主幹 はい。それでは、6 ページ目をお開きください。日程第 4、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について。令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 5 月 27 日までとなっております。こちらのほう、解約後の今後の耕作者等にのみ事ご報告をさせていただきます。（耕作者について説明）以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま、事務局より、本件について説明がございましたが、報告がございました

7月の10日は、何もない日です。

○議長 座談会もですね、その日はないということですが、いかがいたしましょうか。

○委員 やりましょうの声

○議長 総会の時間を決めないといけない訳ですけども、4時、午後4時からでいかがでしょうかと思います。はい、午後4時から総会ということで、よろしいですかね。はい。事務局よかですか。それでは繰り返します事前調査を7月の9日午前9時より、総会を7月の10日、午後4時より行います。次に4のその他に入ります。事務局、お願いします。

○主幹 はい、事務局。

○議長 はいどうぞ。

○主幹 はい。それではその他のほうに入らせていただきます。皆様方のお手元のほうに資料をご準備しておりますので、それに沿ってご説明をしていきたいと思っております。それでは、①です。農業委員会事務の実施状況等の公表に係る報告についてということで、農業委員会等に関する法律第37条及び農業委員会による最適化活動の推進等について、こちら、農林水産省からの通知ですけども、それにより、農業委員会における事務の実施状況について、インターネット等を用いて、公表しなければならないことになっております。今回、令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表ということでなっております。

それでは、右上に1と書いてあります、ホッチキスどめの資料のほうをご覧ください。こちらのほうが公表の様式となっております。まず1枚目のほうが、農業委員会の現在の体制、それから、農家、農地等の概要、それから、耕地面積等となっております。今回農業委員、これは令和6年4月1日ですけども、農業委員数というのが、今回、本田委員さんがいらっしゃいませんので、実際、定数は10名ですけども、実数9名となっております。続きまして1番下の耕地面積が1630ヘクタールとなっております。

それでは1枚めくっていただきまして、裏面でございます。まず、Ⅱ最適化活動の実施状況ということで、1、最低活動の成果目標、(1)、農地の集積でございます。こちら、現状及び課

題ということで、こちら令和4年度末ですけども、令和4年度末の農地面積が1640ヘクタールで、それまでの集積面積が973ヘクタール、集積率が59.3%でございました。②の目標ということで、令和11年度までに目標集積率を80%ということでこちら県全体のほうでもう決められた、目標でございます。令和5年度の新規集積の目標面積が48ヘクタール、令和5年度末の集積目標面積の目標が1021ヘクタールで、集積率が62.2%の目標値でございました。③の実績ということで、最終的な実績のほうにつきましては、令和5年度末の集積面積が952.4ヘクタールで、最終的な集積率が58.4%ということでございました。目標に対する達成状況が93.9%ということで、集積率の目標が未達成ということになっております。実際集積面積のほうの前年度と比べまして、973ヘクタールだったのが952.4ヘクタールということになっております。こちらにつきましては、集積の分母と分母となる担い手ですね、こちら大体認定農業者の方になりますけども、そういった認定農業者の方が減少したため、その方の分の面積が集積、この集積率の中に含まれなくなったということが1番の要因だと思います。続きまして、

(2) 遊休農地の発生防止解消でございます。令和4年度末の遊休農地面積が3.6ヘクタールでございました。②で目標ですけれども、こちら、こちらの目標につきましては、令和3年度の状態の目標になっておりますので、こちらがその際、令和3年度の2.6ヘクタールでございまして、これを5年間で解消するということになっておりますので、5分の1で一応目標面積が0.5ヘクタールとなっております。続きまして次のページでございますけども、③、すいません、イですね、新規遊休農地の発生の解消目標面積が、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消目標面積が1.8ヘクタールでございました。③の実績でございますけれども、既存遊休農地の解消ということで、0.5ヘクタールの目標に対しまして今回0.3ヘクタールの解消でございました。それから、達成状況が60%となっております。続きましてイですね、新規発生遊休農地の解消、こちら1.8ヘクタールの面積に対して、解消実績が0.6ヘクタールということでございました。④その他でございますけども、こちらちょうど真ん中、中ほどにございまして、1号遊休農地の面積、5.4ヘクタールでございますけども、こちらが令和5年度末時点での遊休農地の面積ということで5.4ヘクタールとなっております。昨年が3.6ヘクタール

でございましたので、1.8 ヘクタールほど、また、遊休農地のほうが増えているような状況で
ございます。続きまして、③、新規参入の促進ということで、現状及び課題ということで、令
和2年度の新規参入者が1経営体、令和3年度が1経営体、令和4年度が2経営体でございま
した。こちら全目標ですけれども、こちら、各、3年間の権利移動面積のうちの、平均の1割、
14.7ヘクタールにつきまして、こちら新規参入者の貸付け等について、農用地、農地利用者の
同意を得た上で公表する農地の面積の目標というのが、14.7ヘクタールということになってお
ります。続きまして、裏のページをお願いいたします。こちら、③実績ですけれども、こちら、
参入者への、貸付け等の同意の面積のほうが0ヘクタールとなっております。こちら、達成状
況はゼロとなっております。なお、令和5年度の新規参入者が3経営体でございました。続き
まして、2、最適化活動の活動目標でございます。(1) 推進員等が最適化活動を行う日数目標で
ございます。1人当たりの活動日数ですけれども、こちら、月当たり6日が一応目標となっ
ております。こちらにつきましてはこの6日につきましては、こちらの評価点と、評価を行う点
数がございすけれどもそちらが6日以上ということになっておりまして、最低限の6日を目標
としております。一応ここには出てきませんが、最終的な皆さん方の令和5年度の活動日
数の平均の実績が2.6日でございました。続きまして(2) 活動強化月間の設定ということで、
こちら、活動強化月間目標の設定でございますけれども、4回としておりまして、5月8月9月
11月ですね、皆さん方が、毎回していただいております遊休農地の解消活動ですね、こちら
のほうを強化月間として目標としてさせていただいております。②の実績としましては、5月、
6月、9月、10月にですね、こちら遊休農地解消活動ということをしまして、4回、目標どお
りの4回を達成しております。続きまして、(3)、次のページです。(3) 新規参入相談会への
参加ということで、目標が新規参入相談会の参加回数を、1回としておりました。内容としま
しては、農業次世代人材投資事業を受けてる認定新規就農者についての面談等ですね、そちら
のほうに出席していただくということでご予定でしたけれども、こちら、②の実績としては、令
和5年度は、ゼロ回となっております。こちら令和6年度につきましては、こちらのほうを実
施したいと思っております。1番最後のほうに、目標の達成状況の標語ということで、目標に

対して決定どおりの結果が得られたということになっておりますけれども、資料のですねもう 1 枚右上に 1 と書いてある 1 枚紙が、別で、あるかと思えます。ちょっと赤でいろいろつけ加えられているんだと思えますけれども、こちらが目標の結果に対しての、算出方法でございます。表 1 ということで、上の、15 点以上があれば、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた、10 点以上から 15 点未満が目標に対して期待を上回る結果が得られた。5 点以上から 10 点未満が目標に対して期待どおりの結果が得られた。5 点未満が目標に対して期待を下回る結果となったことになっております。実際、本町につきましては、今回 6 点ということでございましたので、5 点以上 10 点未満の目標となっております。点数のつけ方としましては、この表 2 のほうですね。農地の集積、椅子につきましては、3 点、緑区分の遊休農地の開票解消につきましては 1 点。新規参入促進については 1 点。活動強化結果の実施につきましては 1 点。新規参入相談会の参加については、参加なしでしたので、0 点ということで、合計の 6 点ということでなっております。続きまして、先ほどの、また、1 に戻っていただいて、最後のページでございます。(3) 事務の実施状況でございます。こちらは総会、1 番が総会の開催実績ということで、4 月から 3 月まで毎月総会をしております。それから 2、農地法第 3 条に基づく許可事務ということで、1 年間、29 件でございます。29 件の申請がございまして、29 件の処理を行っております。標準処理期間というのが大体申請から 25 日ですけども、こちらの処理平均期間のほうは 30 日となっております。

続きまして、3、農地転用に関する事務ですけれども、令和 5 年度が 6 件でございまして、許可 6 件でございます。標準処理期間というのが 31 日でございまして、処理期間が 51.2 日となっております。通常であれば、30 日前後の日にちとなるなりますけれども、去年はですね、株式会社佐藤の土捨場の件がございまして、その件でちょっと県のほうが大分、結果、許可を出すのに時間が約 3 か月ほど、かかっておりますので、その関係で、今回は平均日数が延びておるところでございます。それから 4 違反転用の対応ということでこちらのほう、農地パトロール等で調査を行ってございまして違反転用、については 0 ヘクタールということでしております。先ほど、まず、こちらを毎年、昨年度の実施状況を公表しなければならないということに

なっておりますので、こういった形で公表させていただければと思っております。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局より、農業委員会事務の実施状況等の公表に係る報告についてという事で、報告がございましたが、本件について何かご質問ありませんか。

○議長 活動はもうちょっとしないといけないということで、

○主幹 ただちなみに言いますと、令和5年度は2.61でしたけれども、令和4年度が2.41ということでございまして、ちょっと数字上がっています。

○議長 4日ぐらいはですね、皆さん方、多分されてるって思うんですけどね。もう道端でもいろいろな話はしたと思うし、こまめにつけてしてもらって、日誌のほうにですね、書いてもらえば、この数の実数は大分上がったかなと思っております。一応こちらが最適化活動ということですので、今回こういった形で総会に出席とかってというのはこの日数には加えられませんので、農地ですね、集積とか、集約とかそういうそれとか遊休農地関係とかですねそういったものに関係した、日数だけがこれにカウントされる日数になりますので。何もないようでしたら次、お願いします。

○主幹 はい。続きまして、②。令和6年度多良木町農業者年金加入推進部長の選任についてという事で、農業者年金の加入推進を図るため、加入推進部長を最低1名以上選任する必要がございます。加入推進のリーダー的役割を担っていただき、熊本県農業会議が主催する年1回の加入推進研修会への参加をお願いしていただく形になります。それで、農業委員の中から1名の選任をお願いしたいと思っております。推進や地区の制限があるため、こちらの加入推進の部長にはちょっとやれませんかを、申し上げます。昨年度が6番の川越委員が推進部長ということで選任されていたところでございます。

○13番 川越さん。よろしく申し上げます。

○議長 川越委員よろしく申し上げます。(同意の声多数) それでは満場一致でよろしく申し上げます。はい、ここです、事務局長は議会に出席のため中座、いや退席しますので、よろしく申し上げます。

○事務局長 どうもすいません。失礼します。(事務局長退席)

○議長 続いて③お願いします。

○主幹 ③、地域計画策定に伴う地域の話合いについてということで、会長からのご挨拶もありましたとおり、5月末からですね、こちらの地域の話合いのほうを行っております。既に5回行っておりまして、本日も、牛島公民館のほうで9区の1、9区の2の方が予定をされております。

今回委員さんの役割等について、ここでお話をさせていただきたいと思っております。まず委員さんにつきましては、以前、お配りしました、委員さんの地区割当てのとおりですね。2軒の各地区の話合いに出席をお願いしたいと思っております。まず、委員さんは、午後6時半に集合していただきまして、そこで受付事務を行っていただきたいと思っております。名簿チェックと資料とお茶の配布をお願いしたいと思っております。

それから、開催地区の担当委員の方は挨拶をお願いしたいと思っております。一応別紙案ということで右上にですね3と書いてあります。資料をお配りしておりますけども、こちらのほうが一応農業委員会のほうでつくりました挨拶の案でございます。こちらのほう読んで頂いても構いませんし、皆さん方の、お言葉でですね、こちらのほうを見て、変更していただいても構いませんし、ご挨拶していただいても構いませんので、こちらのほうよろしくお願ひしたいと思います。それから、その際のその他の委員の方は、開会、閉会の言葉を担当していただければと思っております。ですので、担当地区の担当委員の方が挨拶、その他の委員の方で開会閉会の言葉を決め、その時決めていただいて、ご挨拶頂ければと思います。会開閉会の言葉はもう簡単にですね、町、地域計画策定に伴う、地域の話合いを開会します。もうそういった形で感じて構いませんので、簡単に結構ですので、開会閉会の言葉をお願いしたいと思っております。それから、話合いの際はタブレット端末を一応ご持参頂ければと思います。一応地図のほう、準備しますけども、その辺地図の補足資料として使用したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長 はい。③について説明がありましたが、何か質問ありませんか。

○議長 タブレットのほうですね、たまには開いてもらって、地図のほうですね、確認をと。面白いで

すので、開いて見ていただきたいと思います。それからご挨拶のところでは会長大会の話はしましたが、その時のですね、意見書の提出内容等についても、簡潔にまとめたものをですね、タブレットのほうで流しておりますので、そちらのほうもですね、読んでもらえば簡潔に、要望のほうを書いてありますので、見てもらいたいと思います。何かありませんか。ないようでしたら④をお願いします。

○主幹 はい。④、からいもツル植えについての残り作業についてということで、前回私のほうがちょっと、こちら残って作業しなければいけなかったのですが私はちょっとできませんでしたけれども、その時、2列残っておるというお話がっております。先ほど会長のご挨拶でもありましたようにですね、カライモツル植え、日程を決めようかなということを思ってたんですけども、今の植えたツルが伸びてから、作業するというようなお話でありましたので、もう少し、全然、あと数か月ぐらいたたないと伸びないのかなと思いますけども、はい。

○議長 ですね、尾方委員のほうからもお話がありましたとおりですね、7月ぐらいまでにさせば、十分実がとれるということでございますので、まだ今後ですね、草払いであったり、ツル返しであったりですね、そういう作業も皆さん方をお願いをしないといけませんので、そのときにですね、ツル挿しのほうもしていただきたいと思います。日程等についてはですね、班長さん方と事務局で決めまして、まず班長さん方にですね、グループラインで送りますので、それから、皆さん方に連絡のほうということでお願いをしたいと思います。4について何かありませんか。ないようでしたら⑤をお願いしますはい。

○主幹 ⑤、冊子の配布についてということで、皆さん方のお手元のほうに「のうねん」でございます。こちら、農業者年金の広報ですね。それから、もう一つが、農業委員会、業務必携ということで、農業委員会の業務のですね、いろいろやり方等ですね、書いてありますのでこちらもお帰りになってからで結構ですので、一度目を通していただければと思います。

○議長 はい事務局から説明が終わりましたが、その他皆さん方から何かございませんか。何かないですかね。ないようでしたらこれで本総会を閉じたいと思います。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。皆さん方大変

お疲れさまでした。続いてですね、広報委員会を行いますので、委員の方は残ってください。
よろしく申し上げます。

以下、

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記